

緊急事態宣言の解除について

愛知県に発出されておりました特措法に基づく「緊急事態宣言」が2月末日をもって解除されました。

これを受け愛知県は「緊急事態措置」から「厳重警戒措置」に切り替え、その期間を3月1日（月）から3月14日（日）までとして、緊急事態宣言後のリバウンド防止対策の徹底を図ることとしています。

豊根村では、愛知県の「厳重警戒措置」に準じて、村民の皆様にも再度、次のとおり感染予防対策に取り組むこととしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●不要不急の行動の自粛

・昼夜を問わず、医療機関への通院、食料・生活必需品の買い出し、出勤・通学など、生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出・移動の自粛をお願いいたします。

●県をまたぐ不要不急の移動自粛

・県をまたぐ不要不急の移動は控えてください。
・特に、緊急事態宣言が継続している首都圏1都3県への不要不急の移動は自粛をお願いいたします。

●基本的な感染防止対策の継続

・「感染しない、感染させない」を徹底してください。（マスク着用・三密対策）
・5人以上の大人数での会食・飲食は自粛をお願いいたします。
・会食・飲食する際、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」としててください。

●催物（イベント等）

・歓送迎会、謝恩会、お花見に伴う宴会、卒業パーティ、仕事の打ち上げなどは自粛をお願いいたします。

●学校での対応

・学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手指消毒・換気・マスク着用、食事時の会話禁止等、感染予防対策を徹底して、教育活動の継続をお願いいたします。
・特に、クラブ・部活動など集団行動における感染予防対策の徹底をお願いいたします。
・家庭においても規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いいたします。

令和3年3月1日

豊根村新型コロナウイルス感染症対策本部